

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和41年6月13日から45年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を41年6月13日に、資格喪失日に係る記録を45年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41年6月から同年9月までは1万円、同年10月から42年9月までは1万2,000円、同年10月から43年9月までは1万8,000円、同年10月から45年4月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から48年3月1日まで

私は、長男が1歳を過ぎた昭和40年3月ごろに、A社の事業主から、社会保険に加入させるので勤務してほしいと誘われ、事務員として勤務した。同社の仕事が無くなったころからは、作業現場が同じであったB社で引き続いて48年2月末まで勤務した。当時、一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私だけが加入していないのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主に誘われて勤務したと主張しているA社の連絡の取れた同僚は、「申立人は、A社で勤務していた。」と供述している上、同社と作業現場が同じであった系列会社のB社で勤務していた従業員二人は、「申立人はB社ではなく、A社で一般事務又は雑用のような仕事をしていて覚えている。」と供述しているところ、i) 申立人が、「入社当時、同僚から自分の前任者だと聞かされた。」と記憶している女性従業員は、昭和41年6月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること、ii) 申立人は、45年3月2日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚が退職したことを記憶していること、iii) 申立人は、前述の同僚が退職した後は、A社に勤務していたのは、事業主と自分の二人だけだったと記憶していること、iv) 46年10月10日にB社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失している従業員は、「自

分がB社を辞めるころに、申立人は、まだA社で働いていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間のうち41年6月13日から、少なくとも46年10月ごろまで同社に勤務していたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している同僚10人のうち、「常勤ではなかった。」と供述している同僚1人を除く9人には、厚生年金保険被保険者記録があり、このうち連絡が取れ、同社が適用事業所となった時に被保険者となった同僚は、「自分が勤務していた当時、従業員は5人ぐらいだった。」と供述しているところ、当該同僚が、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日以前おおむね1年間の厚生年金保険被保険者数が5人（事業主を除く。）であったことが確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年3月1日以降について、常勤の従業員のほぼすべてが厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

さらに、申立人が自分の前任者であったと記憶する女性従業員について、系列会社であったB社の申立期間当時の給与事務担当者に照会したところ、「その人は、事務関係の仕事をしていた。」と回答している上、A社の業務内容は、材木選別の現場作業が中心であり、男性主体の職場であったこと、事務及び雑用の業務をしていたと主張している申立人及び当該女性従業員は、同社における唯一の女性従業員であったことから、一部担当業務が異なるものの、申立人の前任者であったことがうかがえ、当該女性従業員は、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月13日からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった45年5月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期にA社の系列会社であったB社に入社している申立人と年齢が近い女性事務員及びA社に係る同年齢の同僚の記録から、昭和41年6月から同年9月までは1万円、同年10月から42年9月までは1万2,000円、同年10月から43年9月までは1万8,000円、同年10月から45年4月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出されていると考えられるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年6月から45年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年3月から41年6月13日までの期間については、申立人が自分の前任者であったと記憶している女性従業員は、同年6月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している上、申立人は「同僚から『前任者が辞めたので、あなたが雇われた。ほとんど入れ違いだった。』と言われた。」と供述していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和45年5月1日から46年10月ごろまでの期間については、A社は45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に死亡していることから、当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和46年10月ごろから48年3月1日までの期間については、申立人は、「A社の仕事が無くなった後は、B社で仕事をしてきた。」と主張しているものの、45年5月1日以降にB社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚のうち連絡先が確認できた5人に照会したところ、申立人がB社で勤務していた旨の供述は得られなかった上、B社の申立期間当時の給与事務担当者は、「申立人の給与計算をしたことがない。申立人はB社ではなく、A社で働いていた。」と供述している。

このほか、申立人のA社における昭和40年3月から41年6月13日までの期間及び同社における45年5月1日から46年10月ごろまでの期間並びにB社における同年10月ごろから48年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和40年3月から41年6月13日までの期間及び45年5月1日から48年3月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月5日から38年12月26日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、A事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとされている。当時、脱退手当金という制度があったことすら知らず、事業主からも制度の説明は無かった。

また、脱退手当金を支給されたこととなっている昭和39年7月ごろは出産を控え、社会保険事務所に出向いて手続を行う余裕はなかった上、当時は、C市町村に転居しており、事業所のあったD市町村(現在は、E市町村)まで請求手続のために出かけた記憶もない。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和39年7月13日に支給決定されているところ、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿、及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、「事業所を退職後の昭和39年1月*日に結婚し、夫の姓を名乗っていた。」と供述しているとともに、戸籍の附票において、同日付けで夫の住所地であるC市町村に住所変更していることが確認できることを踏まえると、結婚後、半年近くを経過して申立人が脱退手当金の請求を旧姓で行うのは

不自然であることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間後の昭和39年10月1日から国民年金に加入し、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがわれるとともに、加入時点において、申立人は申立期間を厚生年金保険期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年5月までの期間、39年3月から同年11月までの期間及び同年12月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年5月まで
② 昭和39年3月から同年11月まで
③ 昭和39年12月から40年3月まで

申立期間当時両親が、A駅前で自営業を営んでおり、毎月集金人が国民年金保険料の集金に来ていた。申立期間について、私の分の国民年金保険料も納付しているはずなので年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は未成年者であり、国民年金に加入することができない期間である。なお、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者となった日」(昭和35年10月1日、39年3月11日)及び「被保険者でなくなった日」(昭和36年6月1日)等の記載は、手帳発行時にB市町村役場の担当者が誤記入したものと考えられ、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと判断する根拠とはならない。

また、申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月29日にB市町村で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事跡が認められないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金の未加入者である上、上記払出日時点では当該期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間③当時の申立人及び両親の住所はB市町村であり、C市町村の集金人が集金できないことから、申立人の保険料を両親がC市町村で納付していたとする申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から14年2月まで

私は、平成13年*月に20歳になったが、当時は学生であったため、14年3月ごろになって母親がA市町村（現在は、B市町村）役場で学生納付特例の申請を行った。

しかし、申請手続の際、役場の担当者から、「制度上、平成13年12月から14年2月までの期間は、学生納付特例は認められない。」と言われたため、3か月ぐらいなら払えると思い、母親が当該期間について納付書で3回に分けて国民年金保険料を納付した。

申立期間は学生納付特例ではなく国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、「平成14年3月ごろ、学生納付特例の申請のため役場に行ったところ、役場の担当者から、13年12月から14年2月までの期間については学生納付特例は認められないと言われた。」と供述しているものの、i) オンライン記録によると、申立期間を含む平成13年12月から14年3月までの期間については、13年12月19日に学生納付特例の申請が受け付けられ、14年1月7日に承認されているとともに、当該期間後の同年4月から15年3月までの期間については、14年4月10日に学生納付特例の申請が受け付けられ、同年7月15日に承認されていることが確認できること、ii) B市町村では、「申立期間当時、役場が社会保険事務所（当時）から学生納付特例の申請に対する審査結果を受けたら、すぐに電算記録に登録していた。」と回答しており、申立てどおり、14年3月ごろに13年12月以降の学生納付特例の申請を行おうとした場合、役場において、既に同年12月から14年3月までの期間の学生納付特例が承認されていることが確認できるため、役場の担

当者が、当該期間について学生納付特例は認められない旨回答することは考え難いこと、iii) 学生納付特例は、制度上、申請のあった日の属する月の前月から承認されるものであるため、申立てどおり、14年3月ごろに13年12月以降の学生納付特例の申請を行おうとした場合、仮に、同年12月から14年3月までの期間が学生納付特例とされていなかったとすれば、申請月の前月に当たる14年2月から承認されることとなることから、申立人の母親の供述内容には不自然さが見られる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親からも、申立期間に係る保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から63年7月まで

私達夫婦は、昭和54年12月の結婚を機に、当時居住していたA市町村において国民年金に加入した。その後63年6月にB市町村(現在は、C市町村)に転居した際、転入手続時に国民年金手帳の提出を求められ、その手帳と引き替えに新しい手帳が交付された。

しかし、新しい手帳には昭和63年8月以降の加入記録しか記載されていない。54年12月から63年7月までの間も国民年金保険料を払っていたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市町村への転入手続時に、A市町村で発行された国民年金手帳を持参して年金加入手続を行った。その時に古い手帳を回収され、現在の手帳の交付を受けた。」と主張しているが、申立人が保管する年金手帳を確認したところ、国民年金の欄に記号番号及び資格取得日が記載されておらず、厚生年金保険の欄に記号番号及び資格取得日が記載されているのみであることから、B市町村への転入手続時(昭和63年6月14日)に同市町村において発行されたものではなく、昭和63年8月26日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した時に発行された手帳であると推認され、申立人の主張とは符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は確認できないことから、申立期間はすべて国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から63年7月まで

私達夫婦は、昭和54年12月の結婚を機に、当時居住していたA市町村において国民年金に加入した。その後63年6月にB市町村(現在は、C市町村)に転居した際、転入手続時に国民年金手帳の提出を求められ、その手帳と引き替えに新しい手帳が交付された。

しかし、新しい手帳には昭和63年8月以降の加入記録しか記載されていない。54年12月から63年7月までの間も国民年金保険料を払っていたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市町村への転入手続時に、A市町村で発行された国民年金手帳を持参して年金加入手続を行った。その時に古い手帳を回収され、現在の手帳の交付を受けた。」と主張しているが、申立人が保管する年金手帳を確認したところ、国民年金欄の「申立人がはじめて被保険者となった日」が昭和63年8月26日と記載されており、この日は、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致することから、申立人が保管する手帳は、B市町村への転入手続時(昭和63年6月24日)に同市町村において発行されたものではなく、申立人が同年8月26日に国民年金第3号被保険者資格の取得を届け出た時に発行された年金手帳であると推認され、申立人の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人に対し前出の国民年金手帳記号番号以外の記号番号が払い出された事跡は確認できないことから、申立期間はすべて国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から56年2月まで
私の年金手帳には、昭和55年11月17日に氏名が変更された記録があるにもかかわらず、申立期間については国民年金の未加入期間となっている。
申立期間も、国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の年金手帳には、昭和55年11月17日に氏名が変更された記録があることから、申立期間についても国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月11日に申立人の元夫と連番で払い出されていることが確認できるとともに、A市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人が最初に国民年金被保険者資格を取得した日は同年3月1日であり、付加保険料の納付申出は同年4月1日に受付されていることが確認できることから、申立人は、同年3月から同年4月ごろに元夫と一緒に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、オンライン記録によると、元夫は、申立期間を含む昭和55年8月26日から56年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、申立人と元夫の婚姻日は55年11月*日であることから、申立期間については、国民年金の任意適用期間に当たり、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人から提出された年金手帳の「氏名変更」の欄に昭和 55 年 11 月 17 日と記載されていることについて、当該日付が記載された経緯は不明であり、当該日付をもって、申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 41 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 5 月から 42 年 5 月 5 日まで A 社 B 支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。当時は同社の寮に住んでおり、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間中に差し出された申立人あての郵便物から、申立人が、申立期間において A 社 B 支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社 B 支店の経理担当者は、「当時、社員はまず、臨時社員として採用し、正社員登用までには長期間を要した。雇用保険は入社してすぐに加入させたが、厚生年金保険は正社員でないと加入させなかった。」と供述している。

また、申立人と同日（昭和 41 年 3 月 1 日）に厚生年金保険に加入している者のうち、連絡が取れた 8 人の同僚全員が、「A 社 B 支店は、臨時社員の期間が長く、半年から長い人で 3 年ほど正社員にしてもらえなかった。」と供述している上、そのうちの 5 人は、「正社員になっても、3 か月から 6 か月ほど厚生年金保険に加入できず、給与から保険料の控除もなかった。」と供述している。

さらに、前述の同僚 8 人のうち A 社 B 支店の寮に住んでいたとする 4 人は、「入社すると、正社員でなくてもすぐに寮に入居することができた。」と供述しているが、オンライン記録によると、これら 4 人全員が、自身の記憶する入居したとする日より約 1 年から 2 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月20日から37年5月15日まで
申立期間については、A社からの出向社員として、B社に勤務していた。給与は出向先であるB社から受け取っていたので、同社において厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の、「私は昭和35年ごろからB社に勤務していたが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している。」との供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、別の同僚は、「当時、会社にはお金が無く、社員の中には社会保険に加入していない者がいた。」と供述しているほか、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、B社の従業員数は10人前後であったとみられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる被保険者数は約半数の4人だけとなっている。

また、上記の被保険者原票によると、申立人を記憶している同僚のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和42年5月10日と記録されているところ、同僚本人は35年ごろから勤務していたと供述していることを踏まえると、当時、同社には、厚生年金保険に加入していない従業員がいたことが認められる。

さらに、商業登記簿によると、B社は、昭和49年10月1日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除について供述を得ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

なお、申立期間当時、A社からの出向社員として、他の事業所に勤務していた同僚は、「出向している期間、給与は出向先から受け取った。」と供述しており、当該同僚の出向期間における社会保険加入事業所は出向先の事業所であることから、同社では、出向期間中は同社の社会保険には加入させない取扱いをしていたものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 8 日から 51 年 3 月まで

私は、A社の前身である個人事業所の事業主に誘われ、昭和 49 年 2 月ごろから同事業所に勤務することになった。

その後、昭和 49 年 3 月 8 日に法人としてA社が設立されたが、その時に、社長から「厚生年金保険料は、会社が半額負担である。」旨の説明を受けて、会社負担の重みを初めて知ったことを覚えている。

以上のとおり、申立期間については、厚生年金保険に加入していたので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる上、当時の事業主は、「申立人は、昭和 49 年 3 月から 51 年 2 月までA社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い上、当時の事業主は、「申立期間当時、A社は資金難のため厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除も行っていなかった。また、申立人に対し、厚生年金保険料についての説明は行っていない。」と回答している。

また、申立人及び当時の事業主の供述から、申立期間当時、A社は、常時 4 人が勤務していたことがうかがえるが、当時の厚生年金保険法において、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時 5 人以上の従業員を使用することとされていたことから、同社は、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったと推認される。

さらに、オンライン記録によると、当時の事業主についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間は、国民年金保険料の

申請免除期間であることが確認できる上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月29日から39年6月7日まで
A事業所で勤務した期間の厚生年金保険加入記録について照会したところ、当該期間については、既に脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所であるA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和39年12月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和39年6月7日の前後おおむね2年以内に受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性被保険者35人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む31人について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち20人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、上記の31人の中には、同一日に支給決定されている者も散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人がA事業所を退職後の昭和39年6月から43年12月までの国民年金保険料は未納となっているなど、当時、申立人は、年金加入に対する意識が高かったとは言い難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当た

らない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間に係る事業所である A 事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後おおむね 2 年以内に受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性被保険者 35 人のうち、申立人を含む 31 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 20 人（申立人を含む。）が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

したがって、上記の理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月5日から37年8月1日まで
② 昭和37年9月24日から50年1月7日まで
③ 平成6年1月5日から17年11月1日まで

申立期間①については、私は、昭和 35 年 9 月 5 日から 37 年 8 月 1 日までA氏所有のB船で勤務していた。この期間における船員保険の標準報酬月額は、1万 2,000 円と記録されているが、実際の給料の額は、1万 8,000 円程度であったので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

申立期間②については、昭和 37 年 9 月 24 日から 50 年 1 月 7 日までC氏所有のD船で勤務していた。この期間における船員保険の標準報酬月額は、1万 4,000 円から 8万 6,000 円と記録されているが、実際の給料の額は、2万 5,000 円から 15 万円程度であったので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

申立期間③については、平成 6 年 1 月 5 日から 17 年 11 月 1 日までE社で勤務していた。この期間における厚生年金保険の標準報酬月額は 24 万円と記録されているが、実際の給料の額は、50 万円程度であったので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A氏所有船舶「B船」に係る標準報酬月額の記録が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料控除額について供述が得られなかった。

また、A氏所有船舶「B船」で船員保険被保険者資格を取得している者は申立人を含めて4人確認できるところ、うち2人は、既に死亡しているため供述は得られない上、申立人の後任者は、「申立人とは、入れ替わりだった。当時の給与支給額と標準報酬月額が一致しているかどうかは不明である。」と供述

しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者名簿において確認できる標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

加えて、申立人は、当該期間の給与明細書等を保管しておらず、当該期間における給与支給額及び船員保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C氏所有船舶「D船」に係る標準報酬月額の記録が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかしながら、上記船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料控除額について供述が得られず、上記船舶所有者の子は、「船員保険の事務は、父親が行っていた。私は、父親の仕事を手伝ったことは無く、申立期間当時の書類については残っていない。」と供述している。

また、当該期間にC氏所有船舶「D船」において船員保険被保険者資格が確認できる同僚8人のうち6人と連絡が取れたが、そのうち3人は、「給料の方が標準報酬月額の記録よりも高かったが、給料明細については記憶に無い。」と供述しており、残りの3人は、「当時のことについては、よく分からない。」と回答していることから、当該期間における保険料控除額について確認することはできない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）において確認できる資格取得日及び標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該期間のC氏所有船舶「D船」に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、同名簿に記載されている被保険者の標準報酬月額とオンライン記録はすべて一致している。

加えて、上記の名簿より、申立人及び申立人と同時期に被保険者資格が確認できる同僚の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額が著しく低い等の状況は見られず、ほぼ同額で推移していることが確認できる。

また、申立人は、当該期間の給与明細書等を保管しておらず、当該期間における給与支給額及び船員保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E社に係る標準報酬月額の記録が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された平成16年11月分の給料支払明細書を見ると、給料支給額に見合う標準報酬月額は47万円であることが確認できるものの、上記の給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが認められる。

また、申立人から提出された「平成10年分の所得税の確定申告書」により

確認できる社会保険料控除額及び「平成 11 年分、13 年分、14 年分、15 年分給与所得の源泉徴収票」により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料の年額と一致していることが確認できる。

さらに、E 社の元事業主は、「船員保険及び厚生年金保険の報酬月額については、会社が納付する保険料額を減らすために、実際に支払っていた給料支給額よりも低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていた。当時の書類については残っていない。」と供述している。

加えて、当該期間の同僚から提出された平成 18 年 2 月分の給料支払明細書を見ると、給料支給額に見合う標準報酬月額は 47 万円であることが確認できるものの、同給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③について、船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 29 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月に A 社に就職し、47 年 8 月 31 日まで継続して勤務していた。

社会保険事務所(当時)の記録によると、A 社に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 7 月及び同年 8 月の 2 か月間について、厚生年金保険に未加入とされている。しかし、同社退職後の同年 9 月 1 日付けで、国民年金に加入した際、交付された国民年金手帳の同年 7 月及び同年 8 月の保険料欄に「不要」と押印されていたことから、申立期間は厚生年金保険に加入し、会社から保険料を控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職した後、昭和 47 年 9 月 1 日付けで国民年金に新規加入し、申立人が保管する国民年金手帳の同年 7 月及び同年 8 月の保険料欄に「不要」と押印されているのは、申立期間において厚生年金保険に加入していたためであるとしており、申立期間において継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、当時の同僚は、「退職を希望する場合には、会社に退職願を提出し、決裁を受けなければならない規則となっており、会社は退職願に記載された退職日をもって、退職手続を行っているはずである。」との供述をしているほか、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は、昭和 47 年 7 月 28 日であることが確認できる。

また、A 社が保管する申立人に係る社会保険の加入記録(被保険者資格の取得・喪失年月日及び標準報酬月額の変せん・保険料を記載した資料)によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 47 年 7 月 29 日となっており、雇用保険の記録と符合する。

さらに、A 社が加入していた B 基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加

入員索引票及び中脱記録照会(回答)によると、申立人の同基金の加入員資格喪失日も上記の加入記録及び雇用保険の記録と符合する。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していなかったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。